

令和 8 年度 大津市立堅田小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、堅田小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、堅田小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・各学級の代表児童で構成する代表委員会を月1回程度開き、児童会活動の周知や議論の場を設定する。 ・6月と10月にいじめ防止啓発に関する取組を実施する・人権週間の取組を人権教育部と連携して行う。（動画視聴、人権に関する作文や標語作り、人権パネルの作成等） ・いじめ防止啓発月間において児童会を中心に、子どもが主体的にいじめ防止に向けた活動を展開できるように支援、指導を行う。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・堅田小3つの約束「心をこめて あいさつ」「額に汗する そうじ」「目と耳と心で 聴く」を基本とし、毎月の生活目標を3つの約束に合わせて設定し、学級で具体的な目標を考える。 ・いじめ未然防止に向けて学級や個人が取り組める活動や意識の持ちようについて各学級で考える時間を設定し、「いじめを無くそう、嫌な思いをする友だちを無くそう」と子どもたち自身がいじめ未然防止にむけて考えられるように取組目標を設定できる時間を持つ。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・全学級で善悪の判断や親切・思いやりの心の育成・友情や信頼等に関する道德の授業を行う。 ・生徒指導部内のいじめ事案未然防止チームによる子どもたちのソーシャルスキルトレーニングを発達段階に合わせて取り入れ、子どもたちの社会性を養う。 ・身近に起こる可能性のあるいじめにつながる行動等を取り上げ、各学級でいじめについて話し合う時間を設定する。 ・教室に広げたい言葉（ふわふわ言葉）となくしたい言葉（ちくちく言葉）について考える場を設定し、言葉への関心を高める活動を仕組む。 ・同様のいじめ事案が起こらないよう、周囲の児童への指導や学級学年への全体指導のあり方を工夫する。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・インターネット上に起こり得るトラブルについて、その危険性や防止策について学ぶ機会として3～6年生において外部講師を招き、安全なネット利用の啓発や情報モラルに関する授業を行う。

38	相談することの大切さに関する啓発	・日頃から子どもの学校生活を見守り、気になる子どもについて、積極的に声をかけ関わりを持つようにする。 ・子どもが相談しに行ける部屋（クローバールーム）を設け、教育相談担当と連携し児童の思いを聞く場を作る。 ・校内 WING（堅田小学校ではクローバールームと呼ぶ）を設置し、困りごとや悩みを話せる場を作るようにしている。別室利用や別室登校の場合も、このクローバールームで過ごせるように関係保護者に周知していくようにする。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・全学級で善悪の判断や親切・思いやりの心の育成・友情や信頼等に関する道徳の授業を行う。 ・生徒指導部内のいじめ事案未然防止チームによる子どもたちのソーシャルスキルトレーニングを発達段階に合わせて取り入れ、子どもたちの社会性を養う。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・互いのよさやちがいを認め、だれもが安心して過ごせる支持的な集団作りに努める。 ・支援学級の担任による、特別支援理解教育の授業を実施する。 ・弁護士によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業を実践する。（５年６年）
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・教師はどの子にも居場所のある授業づくりや安心して話せる支持的な学級集団作りを目指す。授業の中で、ペアやグループ学習を取り入れ、個々の考えが互いに尊重され、励まし合って学べるような学習の場作りを仕組む。 ・分かりやすい授業づくり、子どもの存在や意見が尊重される学級づくりを行うことで子どもたちが安心できる環境を作れるように教職員が意識をしていく。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・５年生と５才児の「５・５交流」を行う。 ・クラブ活動、委員会活動を通じ高学年の主体性を養いつつ、子どもたちの思いやりの心を育てる。 ・子どもの学びの連続性を意識し、保幼小中特の校園種を越えた連携事業を推進する。（５・５交流・体験授業など）

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を公表する。 ・スクールガード研修会や見守り隊の方々にいじめ防止基本方針をホームページに載せていることを伝える。 ・コミスクなど地域の方と話し合う場で、いじめ防止基本方針をホームページに載せていることを話す。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・いじめ防止基本方針内に子ども支援コーディネーターの役割について記述する。 ・年度当初に児童、保護者、地域へ説明し、学校たよりやホームページ等で取り組みを周知する。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・年度当初に学校のいじめ防止基本方針を共通理解する研修といじめへの対処についての研修を実施する。 ・夏季休業中等を利用し、いじめ対策の取組を推進するための研修を実施する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・放課後に職員間で児童の情報交換やいじめ事案等を共有する時間を設け、担任が一人で抱え込むことのないような組織対応を行う。 ・「子どもを語る会」を行い、各学年の課題を抱える子どもについて全教職員が共通理解を図り、担任だけでなく学校全体で対応していく体制作りに努める。

* 学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・年3回のアンケート調査を実施する。実施後、対応に漏れがないように複数の教員が目を通す。教育相談旬間の10月には、より児童の発達段階に応じた形で行えるように、各学年でアンケートの項目を工夫する。また、個別面談を行い、いじめの早期発見に努める。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・日頃から子どもの学校生活を見守り、気になる子どもについては、積極的に声をかけ関わりを持つ。 ・子どもが相談しに行ける部屋（クローバールーム）を設け、教育相談担当と連携して、児童の思いを聞く場を作る。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・登下校時や休み時間の子どもの状況や様子を把握しながら巡回や見守り活動を実施する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・普段から学校生活における子どものがんばりやよさを保護者に伝える機会を持つようにする。 ・保護者が学校に相談しやすい関係を築くことで、子どもの状況や様子の把握について連携を図っていく。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・ いじめの疑いを察知したときには、子どもの様子やトラブル等の確認をし、情報を集約し管理職を含めたいじめ対策委員会を開催し、学校全体で事案の対応を行えるように指導・支援の方針等を検討する。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・ いじめの疑いを察知した際には、管理職・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該学年の教員等を中心にいじめ対策委員会を開催する。また、翌課業日中に市教育委員会に報告する。 ・ 毎週１回、打ち合わせにおいて定例いじめ対策委員会を開催し、子どもの状況に付いて情報共有を図る。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・ 保幼小中の連携を密にし、連絡会等で子どもに関する情報共有を定期的に行う。 ・ 年度初めに保幼小連絡協議会を設定し、保育園幼稚園こども園の先生方に１年生の様子を参観願い、その後１年担任と面談し、十分な引継ぎを行う。 ・ 小中連絡会を定期的に行い、小中の連携を密に行う。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 生徒指導担当や教育相談担当と連携して、休み時間や清掃時間などに見守り活動を行ったり、始業後に靴箱のチェックを行ったりして、子どもの状況や様子の把握に努める。
・ 放課後、毎日学年部会を開き、その日の子どもの状況や様子について学年内で共有する。気になることは、必ず担当及び管理職に報告・相談する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめやいじめの疑い事案が発生した場合は、直ちにいじめ対策委員会を開催し、事案の確認・指導の方針・支援内容・役割分担を決定し対処する。保護者に対する働きかけや支援も検討する。事象としてのいじめがなくなった後も子どもの不安が取り除かれるまで寄り添い支援する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ 児童からの聞き取りや指導方針を学年で共有し、学年、学校として組織対応に努める。 ・ いじめ事案についての指導経過を保護者に説明し、保護者の意向を尊重しながら、共通理解のもと、解決に向けた対応に努める。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ ネットいじめを確認した場合には、教育委員会や専門機関と連携して対応する。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ 必要に応じて、迅速にアンケート調査を実施し、速やかに個別面談を実施するなど、いじめ事案の事実確認を含め実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ いじめ事案について各担任が把握した際に、学年の教員で情報を共有しその後の迅速な対応につなげていく。 ・ いじめ事業に関する情報が記載された文章については、公文書として適切な管理及び保存（５年保存）を行う。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ いじめ事案を把握した場合は、事実確認ができたことや指導方針・内容・また今後の支援等について、適時適切に保護者に伝える。 ・ 解決後も保護者と連絡を取り合い、再発防止と本人と保護者の安心感につながるように情報の共有に努める。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

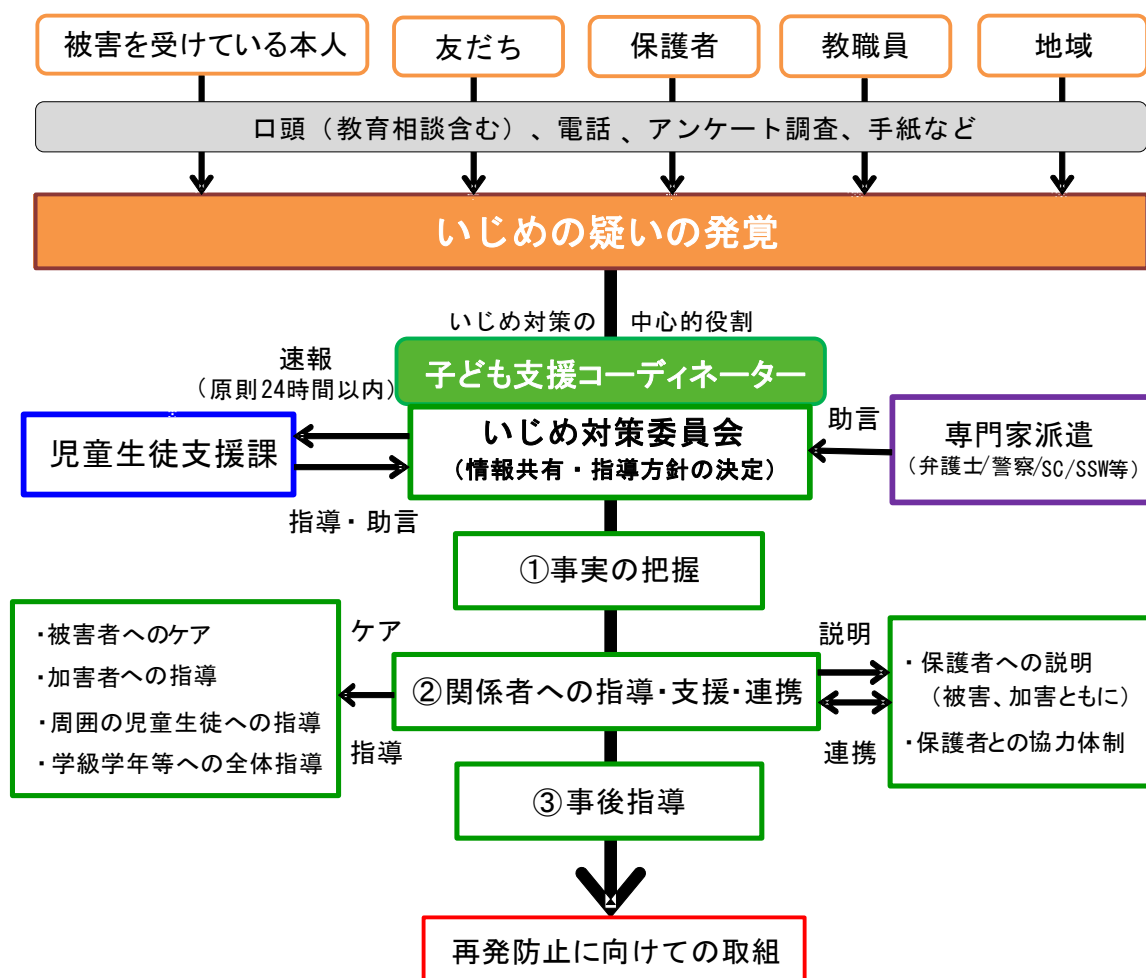
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、

年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画（例）

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議（①・②・③） 個別懇談（②・④）	
5	職員会議・子どもを語る会〈児童理解〉（①・②・③） 学校運営協議会（④） 校園等連絡協議会（④）	
6	いじめ防止啓発月間（①・④） アンケート調査（①・②）	・児童会（生徒会）を中心にした取組の実施
7	学級懇談会（④） スマホ・ケータイ安全教室[3・4・5・6年]（①・④）	・情報モラル教育
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	
9	専門家によるいじめ問題・人権教育の授業[5・6年]（①）	
10	いじめ防止啓発月間（①・④） アンケート調査（①・②） 教育相談旬間（②・③）	・児童会（生徒会）を中心にした取組の実施 ・児童アンケートの実施と担任との面談
11	人権週間の取り組み（①）	
12	個別懇談会（②・④） 専門家によるいじめ問題・人権教育の授業[5・6年]（①）	
1		
2	アンケート調査（①・②）	
3	校園等連絡協議会（④）	
年間	朝のあいさつ運動、靴箱チェック（①・②） 定例いじめ対策委員会（①・②・③）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

※いじめの未然防止に関すること…①
いじめの早期発見に関すること…②
いじめの早期対応に関すること…③
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④